

令和 7 年度仙台市 NanoTerasu トライアルユース事業 業務受託者公募要項

仙台市では令和 7 年度仙台市 NanoTerasu トライアルユースの業務を受託する事業者を以下の要項で広く募集します。

1 事業概要

本市では、3GeV 高輝度放射光施設「NanoTerasu」の令和 6 年度稼働を契機として、企業や大学等の研究開発拠点が集積し、オープンイノベーションにより新たな価値が次々と創出されるリサーチコンプレックスの形成を目指している。

本業務により、ナノテラスを活用した多種多様な事例を創出し、その事例を活用した普及啓発を行うことで、より多くの企業にナノテラスの産業利用可能性を認識してもらい、積極的な活用につなげていくことを目的とする。

2 応募資格

応募者の資格は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国内に事業所を置く法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、独立行政法人及び公益法人を除く。)であること。

ただし、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)上の「会社」に該当する場合は、中小企業基本法に規定される中小企業者であること。(中小企業基本法の要件については、令和 7 年 4 月 14 日(公募開始)時点で要件を満たしていれば認める。)

中小企業者の定義(中小企業基本法第 2 条第 1 項より)

業種分類		(a) 資本金の額又は出資の総額	(b) 常時使用する従業員の数
1	製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記 2～4 除く)	3 億円以下	300 人以下
2	卸売業	1 億円以下	100 人以下
3	小売業	5 千万円以下	50 人以下
4	サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※(a)(b)のいずれかの条件を満たせば、中小企業と認められる。

- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市税を滞納していないこと。

- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 有資格者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条第 1 項又は第 3 条各項の規定により指名停止を受けていない者であること。
- (8) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (9) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (10) ナノテラスでの測定可否を放射光専門家に確認したこと。

3 募集する業務

- (1) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (2) 委託上限額 1,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (3) 対象事業分野 別表に定める 78 分野
- (4) 選定予定件数 予算の範囲内で 8 件
- (5) 対象経費

対象経費	対象外経費
・ 施設使用料 ・ 消耗品費 ・ 測定部品(治具、アタッチメント) ・ 試料等の輸送費 ・ 職員の現地派遣交通費・宿泊費 ・ 測定データの解析・加工費(公設試験場や大学等との共同研究費、分析会社への委託費を含む) ・ その他特に必要と認める経費	・ 試料作製費 ・ 放射線業務従事者教育訓練費 ・ 特殊健康診断受診料 ・ 線量計準備費用 ・ 職員現地派遣人件費

※本事業は、本市が実施するナノテラス利用支援策「NanoTerasu シェアリング 2000」とは異なるため、「NanoTerasu シェアリング 2000」と連動する支援策は適用外となります。

(6) 想定事業費内訳

経費区分		想定金額
施設使用料 ※一部消耗品費含む	1 シフト 8 時間×2 シフト=16 時間	638,400 円
消耗品費	従量分	20,000 円
測定部品	治具、アタッチメント等	40,000 円
職員現地派遣費	交通費、宿泊費	100,000 円
測定データ解析・ 加工費	公設試験場や大学等との共同研究費、 分析会社等への委託等	700,000 円
合計		1,498,400 円

4 契約条件

- (1) 契約形態 審査により選定された事業者との間で委託契約を締結する。
- (2) 契約金額 1 事業者につき 1,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、市と協議のうえ、提案内容の遂行に必要な経費であり、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 支払条件 業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。
- (5) その他
 - ・ 市は、審査により選定された事業者との間で、提案書の内容を基にして委託内容及び契約金額について協議を行い、協議等が整った場合は、あらためて詳細な経費を積算した見積書を提出のうえ、事業者と契約を締結する。
 - ・ 選定は本業務の受託候補者を決定するものであり、提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について本市と協議のうえ、提案書の内容を一部変更して契約する場合がある。
 - ・ 委託事業により生じた収入がある場合、委託料の一部を返還してもらうことがある。
 - ・ 本業務により生じた特許権等の知的財産権については、原則として事業者に帰属するものとする。ただし、本業務が複数企業等の連携により行われる場合には、連携企業等間で調整の上、決定するものとする。

5 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 質問受付期限 令和 7 年 4 月 25 日(金)午後 5 時まで(必着)
- (2) 質問方法 質問票(様式第 1 号)に記入のうえ、電子メールで次の提出先に提出する。
【提出先】仙台市経済局 イノベーション推進部 産業集積推進課
メールアドレス:kei008070@city.sendai.jp
- (3) 回答方法 質問者の提出方法により個別に回答する。なお、応募者全体に影響する場合、以下のホームページにも内容を掲載する。

<https://www.city.sendai.jp/research/risakon/trialuse/recruitment.html>

6 応募申込書類の提出

本業務の受託を希望する事業者は、下記により応募申込書類を提出すること。

- (1) 応募提出期限 令和 7 年 5 月 16 日(金)午後 5 時まで(必着)
- (2) 提出方法 郵送又は持参にて提出すること。
- (3) 提出先 〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3 丁目 6 番 1 号 仙台パークビル 9 階
仙台市経済局 イノベーション推進部産業集積推進課
- (4) 提出書類
 - ① 応募申込書(様式第 2 号)…1 部
 - ② 提案書(様式第 3 号)…5 部(電子データでも提出すること)
 - ③ 委託事業費積算書(様式第 4 号)…1 部(電子データでも提出すること)
 - ④ サンプル写真・過去の検討状況が分かる資料…5 部(任意様式で A4 判 2 枚まで)(デ

一タでも提出すること)

- ⑤ 定款又は寄付行為…1 部
- ⑥ 履歴事項全部証明書…1 部
- ⑦ 提案者の概要が分かる資料(会社案内等)…5 部
- ⑧ 提案者の直近 3 か年分の決算書又はこれに類する書類(法人の決算書等)…1 部
- ⑨ 誓約書(様式第 5 号)…1 部
- ⑩ 市税の滞納がないことの証明書…1 部

令和 7 年 4 月 14 日(公募開始)時点で主たる事業所所在市町村が仙台南内の場合は提出すること。「市税の滞納がないことの証明書交付申請書」により各区役所・宮城総合支所税務会計課及び秋保総合支所税務住民課の窓口申請して入手)

令和 7 年 4 月 14 日(公募開始)時点で主たる事業所所在市町村が仙台南外の場合、提出は不要。

- ⑪ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に関する証明書(その 3 未納税額のない証明書用)(所管する各税務署発行)…1 部
 - ⑫ ナノテラスでの測定可否を判断した放射光専門家の経歴が分かる資料の写し(放射光施設の利用実績の分かる資料の写し)…1 部
- (5) 応募申込書類の作成上の注意点
- ・ 提案書(様式第 3 号)は、様式に記載の内容について、必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載すること。
 - ・ 応募申込書類の作成、提出に係る費用は事業者の負担とする。
 - ・ 提出された応募申込書類は返却しない。
 - ・ 提出された応募申込書類は、仙台南市情報公開条例(平成 12 年仙台南市条例第 80 号)第 2 条第 2 号に定める公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。
- (6) 提案が無効となる場合
- 次のいずれかに該当する提案は無効とする。
- ・ 申請した事業者が、応募者の資格要件を満たさない場合又は受託候補者を選定するまでの間に応募者の資格要件を満たさなくなった場合(2(1)ただし書きの中小企業基本法の要件を除く。)
 - ・ 応募申込書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 委託上限額を超える積算書の場合
 - ・ その他、本応募要項に定める条件に違反する場合

7 受託候補者の選定について

- (1) 審査方法
- ・ 提案書等の応募提出書類をもとに、(2)の審査基準により、書類審査を行う。
 - ・ 審査に当たっては、3(3)の対象事業分野(別表に定める 78 分野)において、それぞれ最も評価点の高いものだけを選定し、同一分野で 2 位以下のものは選定しない。ただし、東

北地方内に事業所を置く法人とそれ以外の法人で同一分野が、選定件数の範囲内の評価点を獲得した場合、それぞれ一事業者ずつ選定する。

- ・ 審査の結果、評価点が同点となった場合は、仙台市内に事業所を有するか、事業所を令和 8 年 2 月 27 日までに設置予定である者を優先して選定する。

(2) 審査基準

以下の項目について評価を行い、総合的な審査を行う。

① 事業課題の概要

- ・ 技術的課題を把握し、その解決後の事業展開、技術力向上などの波及効果の見通しを想定しているか

② 事業の実施スケジュール

- ・ 実施スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか

③ 事業目的との合致性

- ・ ナノテラスでの事例創出の可能性が高い課題であるかについて、放射光専門家への相談が行われているか
- ・ 普及啓発に活用し、波及効果が期待できる課題であるか
- ・ 東北にインパクトを与える事例創出の可能性はあるか

④ 事業者の事業遂行能力

- ・ 事業を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか

(3) 結果通知

審査結果は、応募申込書類を提出したすべての事業者に対して郵送で通知する。

8 スケジュール

令和 7 年 4 月 25 日(金)	質問の受付期限
5 月 16 日(金)	応募の受付期限
5 月下旬～6 月上旬	書面の審査、受託候補者の決定、契約締結
8 月～12 月	ナノテラスでの測定
令和 8 年 1 月 30 日(金)	発表資料の提出期限
2 月 27 日(金)	業務完了届及び事例報告書の提出期限

9 応募前の事前相談について(必須)

応募前に、ナノテラスでの測定が可能であることを、放射光専門家(放射光施設を利用した経験がある分析会社や大学教員、公設試験研究機関職員など)に確認すること。(測定希望内容がナノテラスで対応できないなど、提案内容の変更などに時間を要する場合や契約継続が困難となる場合があるため)

なお、これまで本市ナノテラス関連事業において協力いただいている次の相談窓口では、今回の募集についても事前相談への協力について了解を得ている。

■放射光専門家連絡先

一般財団法人光科学イノベーションセンター(PhoSIC)

担当者:シニアパートナー 八木 直人氏

電 話 :090-5784-2176 E-mail:n-yagi@phosic.or.jp

ご専門:X線回折・散乱、イメージング

一般財団法人光科学イノベーションセンター(PhoSIC)

担当者:シニアパートナー 渡辺 義夫氏

電 話 :022-752-2210 E-mail:y-watanabe@phosic.or.jp

ご専門:硬 X線分光、軟X線分光

10 その他

- (1) 応募申込書類の提出後、提案内容の確認のために追加で資料の提出を求める場合がある。
- (2) 業務完了後に、セミナー等での講演や事例発表の映像収録など、本業務で創出された事例を活用した普及啓発の取り組みに協力を求めた場合は、可能な範囲で協力すること。

本事業(トライアルユース)に関する問合せ先

仙台市経済局 イノベーション推進部 産業集積推進課

電話:022-214-3154

メールアドレス:kei008070@city.sendai.jp

(参考) 仙台市と分析会社の「放射光の産業利用促進に関する連携協定」について

ナノテラスの産業利用を進めていくにあたり、放射光をはじめとするさまざまな測定・解析手法に精通し、大学などの研究機関や民間企業における研究開発や製品開発を支援している分析会社と、放射光の産業利用促進に向けた連携協定を締結した。

1. 締結企業

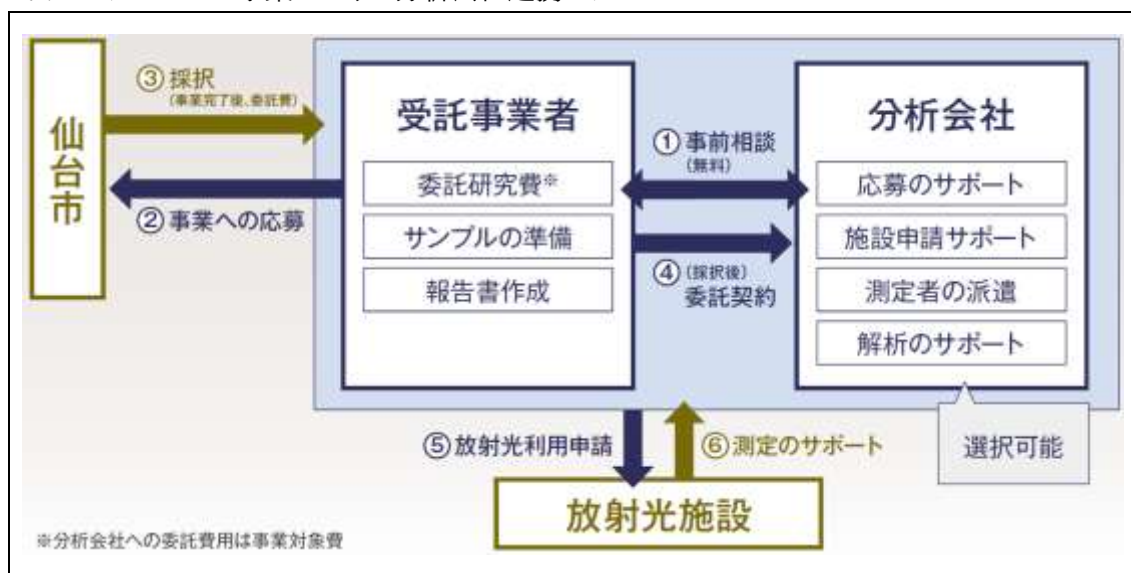
- ・株式会社日産アーク
- ・株式会社日東分析センター

2. 主な協定内容

放射光の産業利用を促進するための協同事業を実施する。

- (1) 放射光の産業利用促進に向けた普及啓発の取組み
- (2) 放射光に関する知見を有する人材育成の取組み
- (3) 放射光を用いた研究開発支援の取組み
- (4) その他、放射光の産業利用の促進に資する取組み

3. トライアルユース事業における分析会社連携モデルケース



※分析会社との連携を希望する場合、仙台市産業集積推進課までご連絡ください。